

## 令和 7 年度組織機構及び職員定数調整方針

### 1 基本的な考え方

県民の命を守ることを行政の最大の使命として、三重の未来を担う子どもを守り育てる取組や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災対策をさらに加速させるとともに、産業振興や観光・プロモーションの推進、人口減少対策、人材確保対策などの取組に引き続き注力していく必要があります。

また、行政を効果的に展開していく上で、条例の制定や改正に向けた検討を通じて取組を前へ進めていくことも必要です。

こうした認識の下、令和 7 年度組織機構及び職員定数調整については、「令和 7 年度三重県行政展開方針」及び「令和 7 年度当初予算調製方針」の内容をふまえ、職員数の抑制に努めながらも、県政を取り巻く新たな課題や複雑・多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、以下により行います。

### 2 組織機構

「みえ元気プラン」の計画期間後半の 4 年目にあたり、県民の皆さんに取組の成果が届き、実感していただけるよう、限られた人員の中でも県政の諸課題に的確に対応できる効果的・効率的な組織体制を整備します。

### 3 職員定数

- (1) 職員採用候補者試験の受験者数が減少傾向にあり、人材の確保が年々厳しさを増している中、定数配置については、全体数の抑制を図りながらも、選択と集中を行うことにより、子ども・子育て支援や防災・減災対策をはじめ県政の諸課題への的確な対応を図ります。
- (2) 時間外勤務命令の上限に留意し、県庁DXの推進による仕事の進め方改革やライフ・ワーク・マネジメントの推進による時間外勤務の縮減に取り組むとともに、新たな行政ニーズへの対応や業務の平準化などについては既存事業の徹底した見直しを行い、各部局においても主体的に定数調整を行うものとします。
- (3) なお、大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応、県を取り巻く行政課題の変遷、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。